様式第３号（第24条関係）（裏面）

備考

１　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

２　記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。

３　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。

４　「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。

５　１年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（　月～　月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。

６　「対象年」の欄の（報告　回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

７　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。

８　「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が２以上あるときは、その各々について記入すること。

９　「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表１に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。

10　「四アルキル鉛等業務名」の欄は、別表１を参照して、該当コードを全て記入し、（　）内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、２枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

11　「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表２を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。

12　「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。

13　「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。

別表１

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
03	コード01又は02に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務（コード04に掲げる業務に該当するものを除く。）
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
05	四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。）を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入つているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（コード02又は04に掲げる業務に該当するものを除く。）

別表２

検査内容	単位	分布			
		1	2		3
血液中の鉛の量	μg／100ml	20以下	20超	40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg／l	5以下	5超	10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg／100ml赤血球	100以下	100超	250以下	250超